

邑南町の 空き家に関する助成制度 をご紹介します



空き家の活用を検討している方



空き家バンク活用促進事業

(家財道具等処分・ハウスクリーニング・適正管理・現況調査費用補助)

空き家バンクへの登録を促進するため、登録する際※の

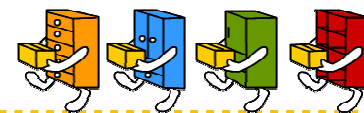
① 家財道具等の処分 ② ハウスクリーニング ③ 適正管理 ④ 現況調査 を、業者等に委託する費用(業者に支払った費用)の一部を助成します。

※空き家バンク登録決定後の物件は「空き家バンク活用促進事業」の対象外です。
必ず空き家バンク登録と同時に申請してください。

- 対象者：
- ① 空き家(一戸建て)の登録者
 - ② 2年以上 邑南町空き家バンクに登録する意思のある方
 - ③ 町税及び使用料等の滞納がない方
- ※①～③すべての要件を満たす方

●補助額：(補助率は対象経費の50%)

- | | |
|---|----------------|
| ①家財道具等の処分(残置物処分、庭木の剪定やその処分等) | 上限10万円(1回のみ) |
| ②ハウスクリーニング(宅内清掃) | 上限10万円(1回のみ) |
| ③適正管理(敷地内の草刈り、宅内定期点検・風通し等、空き家バンク登録時の状態を維持管理する経費 ※修繕は除く) | 上限12万円(年間※年度内) |
| ④現況調査(空き家の状態や評価額の調査等) | 上限10万円(1回のみ) |



●要件：施工は町内事業者等であること、**着工前**に申請すること等

詳細については要綱をご確認の上、必ず事前にお問合せください。
予算の範囲での受付となります。

空き家の跡地活用を検討している方

▶▶▶ 跡地活用のための空き家解体支援事業

跡地に1年以内に新築計画のある空き家を解体する方に対して、解体費用の一部を助成します。

- 対象空き家：
- ① 空き家バンクに登録して1年を経過した住宅等
 - ② 昭和56年5月31日以前に着工された住宅等でおおむね年間を通じて使用実績のないもの

※老朽化した空き家を解体し跡地を宅地として利用することが目的ですので、居住中の住宅の建替えや、納屋等の住宅以外の建物の解体は対象外です。
また、上記①②に該当する空き家の「減築・一部解体」も対象外です。

- 対象者：
- ① 解体する空き家の「建物」所有者（相続人の代表を含む）
 - ② 解体する空き家の「敷地」所有者（相続人の代表を含む）または利用者（借地等）で、空き家の建物所有者から解体の承諾を受けた者

※ ただし、次の場合は対象外

- ・ 町税の滞納がある場合
- ・ 「邑南町民間賃貸住宅建設支援事業補助金」を受けている場合
- ・ 「空き家バンク活用促進事業補助金」を受けて2年を経過していない場合

- 要件：
- ① 町内事業者で解体後1年以内に新築住宅又は店舗等を町内事業者で建設すること
 - ② 申請年度内に解体工事とその支払いが完了すること

- 補助額： 上限100万円（補助率は対象経費の100%）

- 申請必要書類：
- ・ 空き家の登記事項証明書、公図
 - ・ 新築工事の工事請負契約書
 - ・ 新築建設資金の融資証明書／預金残高証明書
 - ・ その他、住民票 等

※登記が不十分な場合は 相続関係書類や同意書等が別途必要です

- 要件： 施工は町内事業者等であること、**着工前**に申請すること等

詳細については要綱をご確認の上、必ず事前にお問合せください。
予算の範囲での受付となります。